

報告第7号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和2年5月29日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の専決処分をしたことの報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

番号	相手	概要	賠償金額
			専決処分日
1	杉並区阿佐谷北一丁目所在法人	事故日：令和元年11月23日 場 所：杉並区阿佐谷北二丁目 ・清掃車で可燃ごみの収集作業中、当該現場で車両の切り返しを行っていたところ建物前にある花壇に接触し、レンガブロックを破損させた。 (環境部)	41,800円
			令和2年1月18日
2	杉並区南荻窪一丁目在住個人	事故日：令和元年12月13日 場 所：区立なのはな生活園 ・レクリエーション活動中に転倒し、隣に置かれていたアルミ製のフレーム歩行器に頭部をぶつけたため、医療機関を受診し、保険外併用療養費が発生した。 (保健福祉部)	6,600円
			令和2年1月24日

3	杉並区南荻窪 一丁目在住 個人	事故日：令和元年10月30日 場 所：杉並区荻窪五丁目	70,320円
		・区道を歩行中に、U字溝蓋（グレーチング）を踏んだ際、U字溝が破損していて蓋がはずれ転倒し、両膝両肘等に損傷を与えた。 (都市整備部)	令和2年2月5日
4	武蔵野市吉祥寺 南町二丁目在住 個人	事故日：令和元年11月29日 場 所：杉並区本天沼三丁目	125,775円
		・清掃車で可燃ごみのふれあい収集作業中、交差点を左折した時、後方から直進して来た自転車と接触し、自転車を破損させるとともに、転倒した相手方も負傷させた。 (環境部)	(内訳) 物損分 61,415円 人身分 64,360円 令和2年2月6日
5	渋谷区代々木 二丁目所在 法人	事故日：令和2年1月11日 場 所：杉並区阿佐谷南二丁目	90,200円
		・ごみの収集作業中、アパートの屋外ごみ箱の扉を開けたところ、扉が笠木に接触し、笠木のタイルを破損させた。 (環境部)	令和2年3月12日
6	中野区大和町 三丁目在住 個人	事故日：令和元年12月24日 場 所：杉並区和田三丁目	580円
		・可燃ごみ収集作業中、次の集積所に向かう際、前方から来た自転車に接触し左ひざに損傷を与えた。 (環境部)	令和2年3月27日